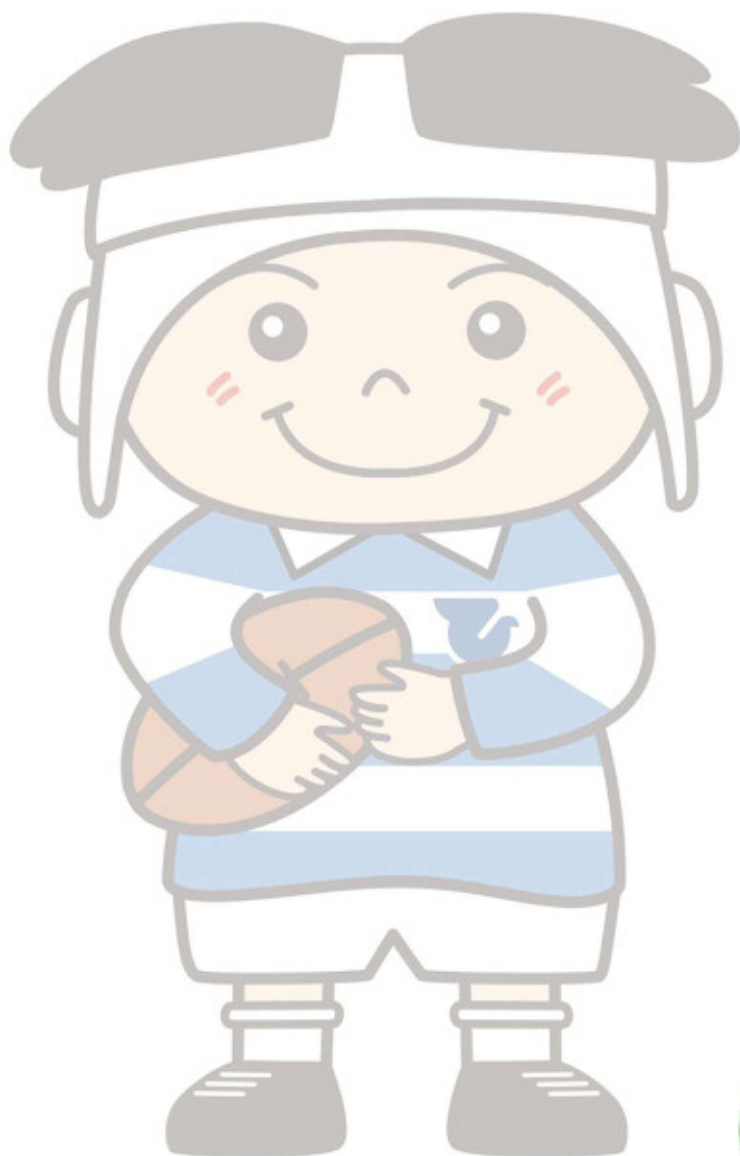


I 目的と位置付け



1. 立地適正化計画策定の背景と目的

本市の人口は高度経済成長期に急増しましたが、昭和 50 年(1975 年)をピークに減少に転じ、平成 27 年(2015 年)時点で約 50 万 3 千人となっています。国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計によると、今後本市の人口は更に減少を続け、平成 52 年(2040 年)には 38 万 9 千人になるとされています。また、同時に高齢化も進むとされており、平成 27 年(2015 年)年時点で約 28%の高齢化率は、平成 52 年(2040 年)時点で約 40%まで上昇するとされています。

人口減少と高齢化は全国の市町村においても問題となっており、今後のまちづくりは高齢者や子育て世代にとって安心できる健康で快適な生活環境を実現することと、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題となっています。こうした中、医療・福祉施設、商業施設等や住居がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできる等、福祉や交通等も含めた都市の全体構造を見直して『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』の考えで進めていくことが重要であるとして、平成 26 年(2014 年)に都市再生特別措置法(平成 14 年法律第 22 号。最近改正平成 30 年 6 月 27 日)が改正され、新たに立地適正化計画制度が創設されました。

立地適正化計画では、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより各種サービスの効率的な提供を図る都市機能誘導区域と、人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるようにする居住誘導区域を定める必要があります。

本市では、モノづくり企業や教育機関の集積と公共交通の高い利便性を活かすことで人口減少・高齢化に対応し、持続可能な都市経営を行うため、立地適正化計画を策定いたします。

2. 立地適正化計画の対象区域

都市再生特別措置法第 81 条の規定により、立地適正化計画では計画の対象区域を定める必要があります。また、対象区域は同条の規定により「都市計画法第 4 条第 2 項に規定する都市計画区域内の区域」に作成するものとされています。本市においては市域全域が当該区域に該当することから、東大阪市全域を立地適正化計画の区域として定めるものとします。

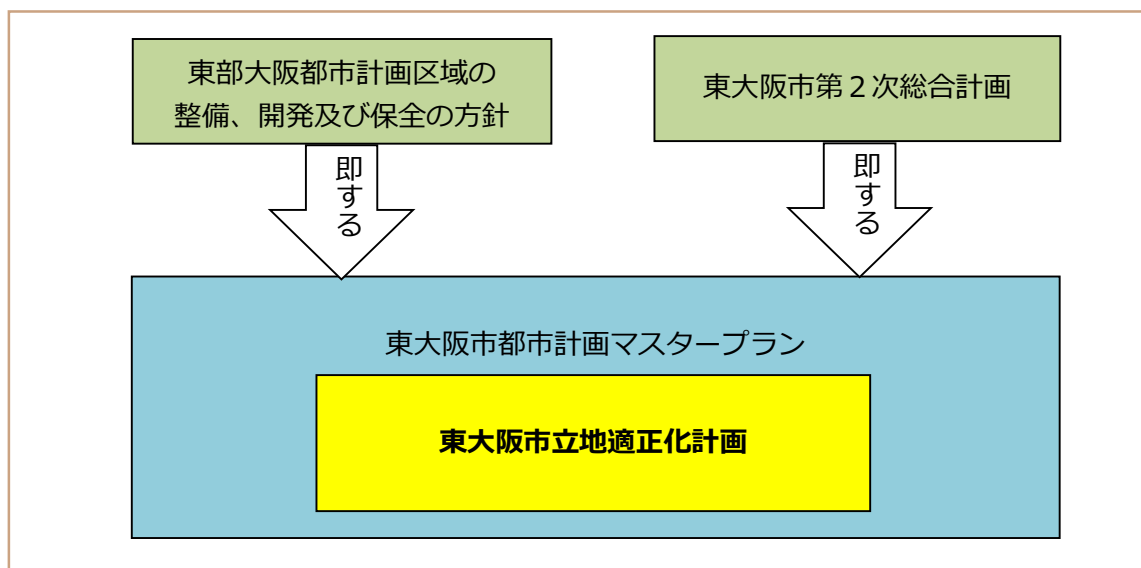
3. 目標年次

立地適正化計画は都市再生特別措置法第 82 条において「都市計画法第 18 条の 2 第 1 項の規定により定められた市町村の都市計画に関する基本的な方針の一部とみなす」とされています。本市における「市町村の都市計画に関する基本的な方針」とは、「東大阪市都市計画マスタープラン」のことをさします。そのため、東大阪市立地適正化計画の目標年次は、東大阪市都市計画マスタープランの目標年次と同じ平成 42 年(2030 年)とします。なお、土地利用動向等を勘案し、本計画は適宜柔軟に変更するものといたします。

4. 計画の位置付け

立地適正化計画がその一部とみなされる「東大阪市都市計画マスタープラン」は、市の全ての計画の基本となる「東大阪市第 2 次総合計画」の将来都市像を都市計画の分野で実現しようとするものであること、また、都市計画法第 18 条の 2 第 1 項の規定により「東部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（東部大阪都市計画区域マスタープラン）」に即するよう定められていることから、「東大阪市立地適正化計画」はこれらの内容に即した計画となるよう定めるものとします。

【立地適正化計画の位置付け】



○「東部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」

「東部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、「大阪府国土利用計画（第四次）」に適合させた上で都市計画の基本的な方針等について大阪府が定めたものです。大阪府や市町村が定める都市計画や、市町村が都市計画の指針として定める都市計画に関する基本方針、いわゆる都市計画マスタープランは、「東部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即することとされています。

大阪府は、平成 16 年(2004 年) 4 月に「東部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を策定した後、大阪府都市計画審議会の「成熟社会における大阪の都市づくりのあり方」についての答申を踏まえ、平成 23 年(2011 年)年 3 月 29 日付けで改定を行いました。

さらに、平成 28 年(2016 年)年 3 月 30 日付けで一部改定（区域区分に関する方針）を行っています。

○「東大阪市第2次総合計画」

「東大阪市第 2 次総合計画」は本市の全ての施策を進めるうえでの拠り所となるもっとも重要な計画です。「人間尊重のまちづくり」「市民参加のまちづくり」「豊かさを創造するまちづくり」を基本理念とし、平成 32 年(2020 年)の達成すべき将来都市像である「夢と活力あふれる元気都市・東大阪」を創造するため、平成 15 年(2003 年)から平成 32 年(2020 年)の 18 年間を計画期間として作成し、まちづくりを推進しています。「東大阪市第 2 次総合計画」は基本構想・基本計画・実施計画で構成されています。

○「東大阪市都市計画マスタープラン」

東大阪市都市計画マスタープランは、東大阪市の全ての計画の基本となる「東大阪市第 2 次総合計画」の将来都市像を、都市計画の分野で実現しようとするもので、本市がすすめる都市づくりの総合的な指針です。

そのため、「東大阪市第 2 次総合計画」が示す方針に沿って生活の場と生産の場の調整の仕方を定め、また大阪府が定める「東部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に合わせています。

「東大阪市都市計画マスタープラン」は用途地域や道路・公園・下水道といった個別の都市計画を東大阪市が決めたり変更したりする時の指針となり、地域で都市づくりを進めるにあたって、住民の合意を図るためのよりどころとなるものです。